

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例(令和元年仙台市条例第十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定事業者の要件)

第三条 条例第二条第五号イの市長が定める量は、千五百キロリットルとする。

2 条例第二条第五号ロの市長が定める量は、別に定める方法により二酸化炭素の量に換算して三千トンとする。

3 条例第二条第五号ハの市長が定めるものは、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第二項に規定する自動車運送事業の用に供する自動車(牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具を除く。)とする。

4 条例第二条第五号ハの市長が定める台数は、百台とする。

(令二、七・改正)

(事業者温室効果ガス削減計画書の提出の期日)

第四条 条例第十条第一項の市長が定める期日は、特定年度(事業者が計画期間の中途において特定事業者となった場合にあっては、当該事業者が特定事業者となった年度)の八月三十一日とする。

(事業者温室効果ガス削減計画書等の公表)

第五条 条例第十条第三項(条例第十五条第二項の規定において読み替えて準用する場合を含む。)、第十一条第二項(条例第十五条第二項において準用する場合を含む。)、及び第十二条第三項(条例第十五条第二項の規定において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(事業者温室効果ガス削減報告書の提出の期日)

第六条 条例第十一条第一項(条例第十五条第二項の規定において読み替えて準用する場合を含む。)の市長が定める期日は、当該計画期間の各年度の翌年度の八月三十一日とする。

(一般事業者の事業者温室効果ガス削減計画書の提出の期日)

第七条 条例第十五条第一項の市長が定める期日は、十二月二十八日とする。

(令三、八・改正)

(身分証明書)

第八条 条例第二十九条第二項の身分を示す証明書は、別記様式による。

(勧告に従わない場合における公表)

第九条 条例第三十一条第一項の規定による公表は、市役所の掲示場への掲示、インターネットの利用その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(事業者温室効果ガス削減計画書等の提出の期日に関する経過措置)

- 2 令和二年度における第四条の規定の適用については、同条中「特定年度（事業者が計画期間の途中において特定事業者となった場合にあっては、当該事業者が特定事業者となった年度の八月三十一日」とあるのは、「令和三年一月四日」とする。

(令二、七・改正)

- 3 令和二年度における第七条の規定の適用については、同条中「八月三十一日」とあるのは、「一月四日」とする。

(令二、七・改正)

附 則 (令二、七・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令三、八・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第八条関係）

（表面）

第	号	
身 分 証 明 書		
所 属		
氏 名		
上記の者は、仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例第 29 条第 1 項の規定により立入調査を行う者であることを証明する。		
年	月	日
仙台市長		印

9.0cm

5.5cm

（裏面）

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例（抜粋）

（立入調査）

第 29 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、計画書提出特定事業者その他の関係者の同意を得て、当該者に係る事業所その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。